

豊川駅周辺地区公共空間整備計画検討及び設計業務仕様書

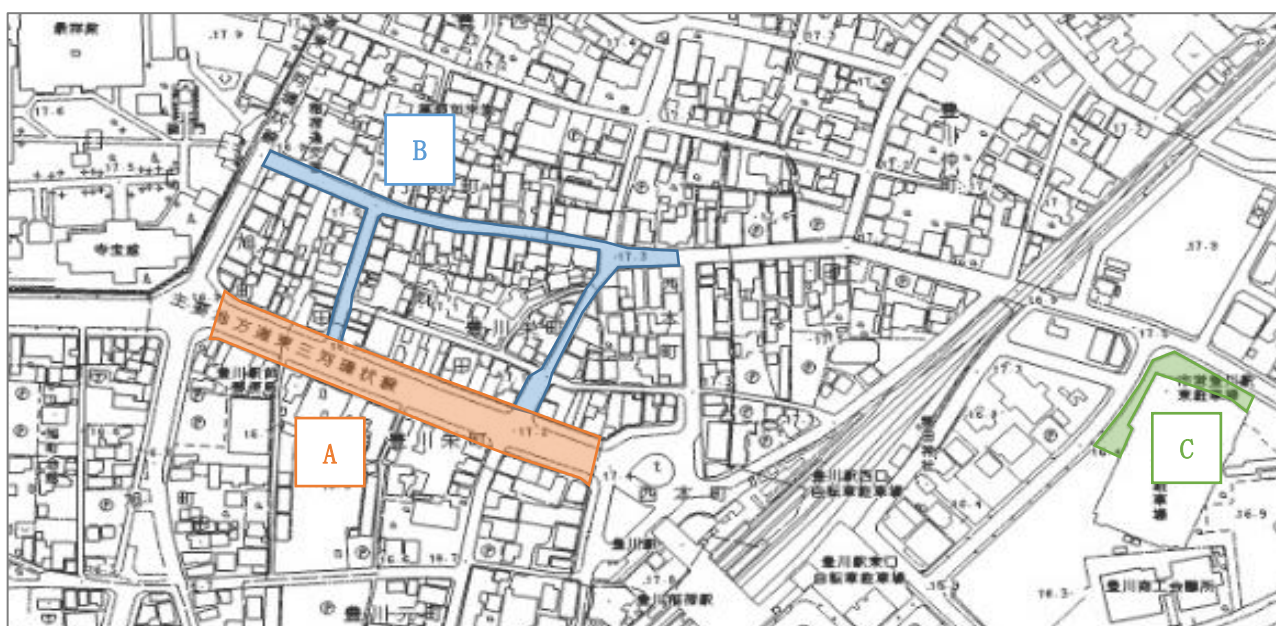
1 業務概要

(1)業務名称

豊川駅周辺地区公共空間整備計画検討及び設計業務

(2)業務場所

豊川市門前町外（下記のとおり）



(3)業務期間

契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで

2 業務目的

豊川稲荷で予定される令和8年の午年開帳、令和12年の大開帳にあわせて、多くの観光客をお迎えるのにふさわしい空間の高質化を図るため、公共空間整備計画の検討及び設計業務を実施することを目的とする。

3 業務内容

(1)計画準備

本業務の目的、主旨を十分に把握したうえで、業務内容、実施方針、スケジュール、及び実施体制等を記載した業務計画書の作成。

(2)基礎調査

豊川駅周辺地区の都市づくりの方向性や取り組み等を十分把握するため、本市総合計画、都市計画マスタープラン等の上位・関連計画を整理するとともに、本

業務に類似するウォークアブルなまちづくりや既存ストックを活用したまちづくり、エリアマネジメント等の先進的な事例や国等の取り組みについて、ハード・ソフト面から調査し、本業務の基礎資料とする。

現地調査や既存資料等を踏まえ、豊川駅周辺地区における交通施設、土地利用及び建築物等の現況整理を行う。

上記までの基礎調査を踏まえ、豊川駅周辺地区における今後のまちづくりや公共空間の活用等の視点から課題を整理する。

(3) ワークショップ等の実施

豊川駅周辺地区の公共空間整備するにあたり豊川商店街振興組合、門前通商店街振興組合及び本町商店街振興組合とその他関係者(以下「商店街等」という。)によるワークショップの場を設け、多くの観光客を迎えるのにふさわしい空間整備について議論する。受注者はワークショップの企画、開催周知を行うとともに、ワークショップで使用する資料の作成、当日の運営、開催記録の作成を行う。ただし、ワークショップの企画及び運営は、ファシリテーターとしての知識と実績を有する者により行うこと。なお、開催回数は6回を想定しているが、状況により開催回数を増減できるものとする。

(4) 整備計画の作成

① 整備及び活用コンセプトの検討

「(2)基礎調査」及び「(3)ワークショップ等の実施」を踏まえて、業務場所の図面に示す東三河環状線(A)、稲荷通線外(B)及び豊川市豊川駅東駐車場(C)の整備及び活用コンセプトを検討し、方向性を整理する。

② 整備計画(ハード事業)の検討

上記で検討した整備コンセプトに基づき、A～Cの整備内容を検討し、計画平面図、断面図及びイメージパース(各路線1～2枚程度)を作成するとともに、概算事業費を算出する。また、豊川稲荷の御開帳の時期を見据え、整備に向けたロードマップを作成する。

③ 活用方針(ソフト事業)の検討

上記で検討した整備コンセプトに基づき、商店街等と協働・連携による魅力向上や賑わい創出に資する等の取り組みの方針を検討するとともに、各種法規制等を確認し、整理する。

④ 整備計画のとりまとめ

上記までの検討結果について、豊川駅周辺地区の公共空間を活用したまちづくりに向けた整備計画をとりまとめる。

(5) 関係機関との協議等支援

関係機関との協議にあたり、協議に必要となる資料の作成を行う。なお、関係

機関は交通管理者、道路管理者（愛知県及び豊川市）の3機関とし、各3回を想定している。状況により開催回数を増減できるものとする。

(6)業務報告書作成

上記までの調査及び検討経過について業務報告書としてとりまとめる。

(7)測量業務

設計に資するための測量を実施する。

- ① 4級水準点測量 0.72km
- ② 4級基準点測量（伐採なし） 15点
- ③ 作業計画 1業務
- ④ 現地踏査 0.72km
- ⑤ 中心線測量 0.72km
- ⑥ 仮BM設置測量 0.72km
- ⑦ 縦断測量 0.72km
- ⑧ 横断測量 0.72km
- ⑨ 現地測量(1/500) 0.0106km²

(8)基本設計（L=720m）

基本設計は、整備計画及び測量結果を基に、各路線の現況の詳細及び与条件の細部検討を行い、基本設計方針を設定する。

基本設計方針に基づき、計画を現地と対応させるとともに、設計内容に関して環境への影響を検討し、各施設相互の調整を図り、路線や施設の位置、規模、内容を決定して実施設計の指標が明確となる概略の設計と概算工事費を算出し、整備年次計画及び管理運営計画を示して、実施設計をする際の基本となる概略設計を作成する。

成果物として、全体平面図、各種基本設計図、主要施設構造図等の基本設計及びその内容を記述した基本設計説明書を提出する。

以上の内容を踏まえ、基本設計の業務内容を整理すると以下のとおりである。

- ① 与条件の細部検討
- ② 諸施設の検討及び設定
- ③ 基本設計図の作成
- ④ 概算工事費の算出
- ⑤ 基本設計説明書の作成
- ⑥ 照査
- ⑦ 鳥瞰図及び透視図作成

工事の予算確保ため、基本設計図（案）及び概算工事費（案）を令和6年9月13日までに提出すること。

(9)実施設計（L=510m）

実施設計は、東三河環状線(A)を除く各路線の設計条件の確認と設計資料収集及び詳細現地踏査により、設計内容に関して環境への影響を検討し、基本設計に基づく公共の諸施設の構造、材料、規格、デザイン、施工方法等を決定して、工事に必要な詳細図面を作成するとともに、数量計算書及び工事費内訳書を作成する。

成果物として、公共の諸施設にかかる各種平面図、縦横断図、各種詳細図、工事仕様書、数量計算書及び工事費内訳書等を提出する。

以上の内容を踏まえ、実施設計の業務内容を整理すると以下のとおりである。

- ①与条件の確認及び調査
- ②実施設計の検討
- ③実施設計図の作成
- ④数量計算
- ⑤工事費内訳書
- ⑥実施設計説明書
- ⑦照査

成果物は、以下の期日までに提出すること。

稲荷通線外 (B) 及び豊川市豊川駅東駐車場(C)：令和7年6月末日まで

4 管理技術者等の資格要件

(1)公的資格

受注者は、適切かつ厳格な品質管理を行うため、関係法令、規程等を遵守する他次の各号に掲げるいずれかの資格を取得し、本業務着手時に、その認証を証明する登録証の写しを発注者に提出するものとする。

- ①ISO9001(品質管理システム)
- ②ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)

(2)管理技術者

本業務の管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(建設一都市及び地方計画))、技術士(総合技術監理部門(建設一道路))、技術士(建設部門(都市及び地方計画))、技術士(建設部門(道路))、RCCM(都市計画及び地方計画)又はRCCM(道路)の資格保有者であること。あわせて、公共空間の整備(再整備も含む)に向けての計画策定若しくは設計業務、又は道路幅員構成再配分や景観・賑わい創出等を目的とした道路再整備に係る設計業務について管理技術者又は担当技術者としての経験を有していなければならない。

(3)主たる担当技術者

本業務の担当技術者は、公共空間の整備(再整備も含む)に向けての計画策定

若しくは設計業務、又は道路幅員構成再配分や景観・賑わい創出等を目的とした道路再整備に係る設計業務について管理技術者又は担当技術者としての経験を有していなければならない。

(4)照査技術者及び照査の実施

受注者は、成果物の技術上の照査を行う技術者を定め、発注者に通知するものとする。照査技術者は、照査計画書を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

本業務の照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（建設—都市及び地方計画））、技術士（総合技術監理部門（建設—道路））、技術士（建設部門（都市及び地方計画））、技術士（建設部門（道路））、RCCM（都市計画及び地方計画）又はRCCM（道路）の資格保有者でなければならない。

5 その他の事項

(1)打合せ等

打合せは、各年度業務着手時、中間時3回、成果物納入時の計5回行うことを基本とする。協議内容については、打合せ記録簿に明記し、管理技術者の押印後監督に速やかに提出すること。

(2)プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

①業務実施体制

受注者は、プロポーザル方式による手続きを経て業務を受託した場合には、提案された履行体制により当該業務を履行する。ただし、変更すべき事由が生じた場合においては、監督職員との協議によって決定する。

②プロポーザル時に提案された内容

プロポーザル時に提案された内容について、本業務の仕様書に反映する事項は、監督職員との協議によって決定する。

(3)成果物

成果物は全て発注者の所有とし、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与及び使用等をしてはならない。なお、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により成果物に不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。なお、これに要する経費は受注者が負担するものとする。

成果物の作成に当たっては、ARCGIS、OFFICE ソフトなどを用いる本市及び別途業務で活用可能なデータとして整理すること。

①業務報告書 2部

②上記電子データ 1式

③その他監督員の指示するもの 1式

(4)関係資料の貸与

発注者は、本業務の作業に必要と認められる関係資料及び関係図面を貸与するものとする。なお、関係資料は受注者が厳重に整理保管し、業務終了後直ちに返却するものとする。

(5)疑義

管理技術者は、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに本市監督員と協議して定めるものとする。

(6)契約の締結交渉

①特定された受託者に対し、優先契約交渉権が与えられ、豊川市は業務委託の契約交渉を行うものとする。

②契約方法は随意契約とする。

③委託料は、豊川市の算出した金額以内とし、28,391,000円（消費税及び地方消費税を含む。）（うち令和6年度は17,941,000円以内、令和7年度は、10,450,000円以内とする。）を上限とする。

④契約内容等に変更の必要が生じた場合については、協議の上、変更契約を行う。

⑤本業務を受託した者又はその協力事務所と次に掲げる事実が認められる業者は本業務に係るすべての工事の入札への参加及び当該業務を請け負うことはできないものとする。

- ・一方が、他方に出資していること
- ・一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。

⑥特定された受託者が、豊川駅周辺地区公共空間整備計画検討及び設計業務に係る実施要領「7（1）」に該当すると認められた場合又は、豊川市と特定された受託者による業務委託の契約締結交渉が不調となった場合は、本プロポーザルで特定された受託者の次点者に契約交渉権が与えられる。

⑦今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合がある。この場合、応募者に対して、豊川市は一切責任を負わないものとする。

⑧本業務は、令和6年度債務負担行為を設定し、複数年の履行期間とする。